

NPO等による復興支援事業（交流会事業）業務仕様書

1 業務名 NPO等による復興支援事業（交流会事業）業務

2 委託期間 契約締結の日から令和6年3月13日

3 業務の内容

(1) 業務の趣旨

「NPO等による復興支援事業（交流会事業）業務」は、県と受託者が協働して事業を実施することにより、岩手県内における東日本大震災津波の復興・被災者支援をはじめとした社会課題の解決に取り組むNPO法人等（以下「県内NPO等」という。）の運営基盤を強化するため、以下のとおり県内NPO等と県外企業等との交流会（「マッチング交流会」）を行うもの。

(2) 業務の概要

首都圏をはじめとする県外に所在する企業及び法人等（非営利活動法人を含む。以下「県外企業等」という。）と、復興支援をはじめとする活動を行っている県内NPO等が、これまで取り組んできた社会貢献活動を互いに紹介することにより、県内NPO等と県外企業等との連携・協働・共創の取組を促進する交流会を首都圏で1回開催すること。

なお、本事業は、国の「NPO等の絆力（きずなりよく）を活かした復興支援事業交付金」を活用して実施するものであること。

4 実施体制等

(1) 受託者の実施体制

業務の管理責任者を1名配置すること。

また、業務について県との連絡調整を行う担当者を1名配置すること。

(2) 県の役割

県は、県の広報媒体を活用し、事業の広報・周知を行う。

5 業務の仕様

(1) 交流会に参加する県内NPO等は、復興・被災者支援の活動を行ったことがある団体を対象とし、15団体以上となるよう努めること。

(2) 交流会に参加する県外企業等は、参加する県内NPO等と同数以上となるよう努めること。

(3) 各種関係機関及び団体等のネットワークを活用し、新規参加者の開拓に努めること。

(4) 交流会に参加する県内NPO等と県外企業等が、円滑なコミュニケーションを図ることができるよう、十分なサポートを行うこと。

(5) 交流会に参加した県内NPO等に対し、交流会後のフォローアップを行うとともに、マッチングの成果について報告すること。

(6) 交流会後には、速やかに交流会参加者にアンケートを実施し、参加者の満足度やニーズ等を把握の上、本事業の成果・効果について県に報告すること。

また、アンケートは当日参加した者の7割以上から回収するよう努めること。

(7) 実施スケジュール

契約締結後は、関係機関との協議等を速やかに行い、事業計画書（任意様式）を提出すること。

また、交流会は、概ね令和5年10月から令和5年12月の間に開催すること。

6 業務完了期限

令和6年3月13日